

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

碧南市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 碧南地域

(1) 現況

本地域は、北部では水稲、南部では露地野菜を主体としており、野菜指定産地の指定を受けるなど、県下でも有数の優良農業地帯である。また担い手への農地の集積を進めている地域でもあることから、農道やかんがい施設の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	碧南区域	第3条第3項第1号に掲げる事業
②		
③		

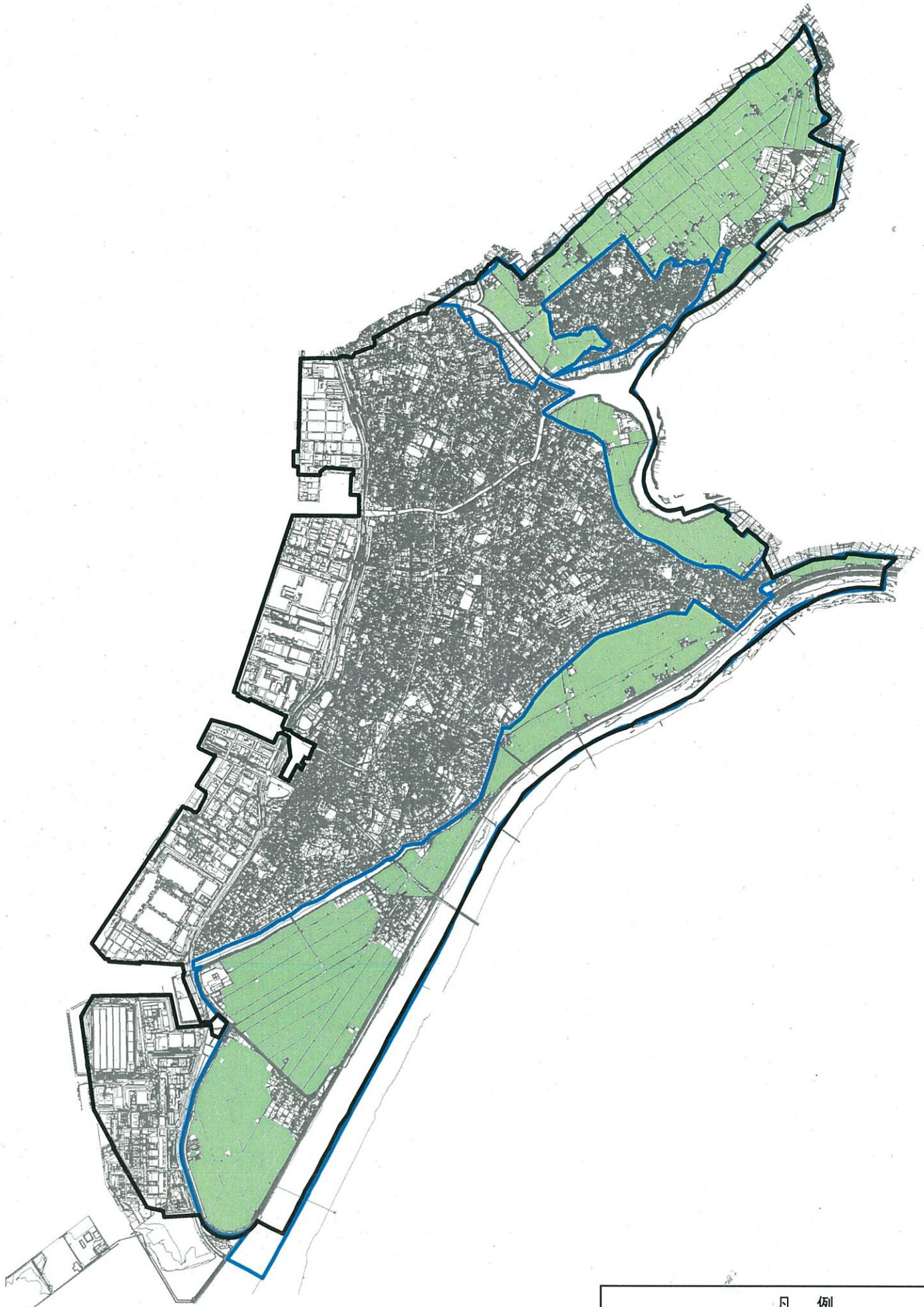
4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。

図面計画促進



凡 例



1号事業(多面的機能支払)